

令和8年度「大阪府議会広報動画制作及び配信業務」 に係る選考実施基準

1 目的

この基準は、「大阪府議会広報動画制作及び配信業務」を委託する事業者を選定するにあたり、契約交渉の相手方の決定に必要な基本的事項を定めるものとする。

2 基本方針

大阪府議会広報動画制作及び配信業務については、公募により複数の者から企画提案を受け、企画内容をはじめ、意欲及び実績・能力等を総合的に評価し、議会広報として最も優れた企画・技術能力等を有する事業者を選定するものであり、一般競争入札及び総合評価一般競争入札には適さないことから、選出された議員及び外部委員により選考を行うプロポーザル方式とする。選考にあたっては、公平性、透明性及び競争性を確保し、適正かつ円滑な運用を行うこととする。

3 公募要領

事業者選定にあたっては、次の事項を記載した公募要領を作成するものとする。

- (1) 公募事項（案件名、事業目的、業務内容、予定契約（履行）期間等）
- (2) 応募資格（契約締結者の基本要件、入札参加資格有無・業種、実績等）
- (3) スケジュール（募集開始から契約締結、業務着手・完了に至るまでの予定等）
- (4) 応募手続（説明会、提出書類、質疑回答、申込み・受付方法・場所・期間等）
- (5) 審査・選定方法（評価点が同点の場合の決定方法を含む）
- (6) 審査基準・配点（必要に応じ委託金額上限、参考価格提示）
- (7) 失格事由（選定対象除外事由）
- (8) 提案者が1者又は無い場合の取扱い（取り止めの有無、通知方法等）
- (9) 選定・非選定結果の通知
- (10) 選定結果の公表方法・内容
- (11) 提出関係書類様式一式 等

4 公募方法

企画・技術提案について、次の方法により公募するものとする。

(1) 公示

大阪府議会ホームページ（<https://www.pref.osaka.lg.jp/gikai/index.html>）において、公募要領等、公募内容に関する情報を公表することにより公示する。また、府入札情報に掲載するなど周知を図り、広く提案を募集する。

(2) 募集期間

(1) により公募を開始した日から企画・技術提案の提出期限までは、原則として1ヶ月間（土曜日、日曜日及び休日を含む。）以上を確保し、募集期間とするものとする。

ただし、予算成立の遅れなど止むを得ない場合は、募集期間を短縮できることとする。

(3) 説明会・質疑等

公募内容について、必要に応じて説明会を開催するとともに、公募内容についての質問に対する回答は応募者全員に対して通知する。

5 提案審査

応募者からの企画・技術提案の審査は、選定委員（大阪府議会から選出された大阪府議会議員及び専門的知見を有する外部委員）により行うものとする。

(1) 審査基準

業務等の目的、性質及び内容等を踏まえて、企画・技術提案の審査を行うための審査基準を設定し、審査基準には審査項目及び審査項目ごとの審査の視点や内容を客観的にわかりやすく、明記する。

(2) 審査基準の配点

業務等の目的、性質及び内容等を踏まえて、以下の基本的な考え方に留意して、5（1）の審査基準の審査項目ごとに得点を配分するものとする。

（基本的な考え方）

高度な知識・技術や創造性、構想力、ノウハウや応用力が要求される業務等について企画・技術提案を受け、意欲及び実績・能力等を評価し、企画・技術能力のある者を選定する趣旨・目的から、品質の評価を最重視することを基本とする。

(3) 審査方法

調達する業務等の目的、性質及び内容等を踏まえ、応募資格を有する者の提案の中から、選定委員が審査基準及び配点に基づき、審査を行う。

その際には、提案者の意欲や理解力及び提案内容をより把握するため、プレゼンテーションの機会を設けるなど、総合的に審査を行うものとする。

また、審査にあたっては、提案内容をより客観的かつ公正に審査できるようにし、審査過程において恣意性が働かない、或いは恣意的に行われているとの疑念を生じさせることのない手続きを経るようにしなければならない。

6 選定委員

提案審査の選定委員は、大阪府議会から選出された大阪府議会議員及び専門的知見を有する外部委員とする。

7 契約交渉の相手方

最優秀提案者を業務等の契約交渉の相手方に決定する。

ただし、辞退その他の理由で最優秀提案者が契約締結に至らなかった場合は、あらかじめ、選定した順に上位者を充て、契約交渉の相手方とする。

8 結果公表

最優秀提案事業者の選定を行った場合は、選定結果に関する情報について、次の方法により

公表するものとする。

(1) 公表方法

大阪府議会ホームページ (<https://www.pref.osaka.lg.jp/gikai/index.html>) において、選定結果に関する情報を公表する。また、報道発表での公表などにより、広く周知するものとする。

(2) 公表時期及び公表内容

選定の手続や選定の過程等の透明性を高めるため、次の内容を最優秀提案事業者の選定後、速やかに公表するものとする。

- | | |
|--------------------------------------|----------------|
| ① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点 | * 価格点・提案金額 |
| ② 全提案事業者の名称 | * 受付順 |
| ③ 全提案事業者の評価点 | * 評価点順 内容は①に同じ |
| ④ 最優秀提案事業者の選定理由 | * 講評ポイント |
| ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由 | |
| ⑥ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由） | |

※ 選定結果に関する情報はホームページ等によって広く公開することから、落選した事業者の競争上の地位に配慮し、また、より多くの提案を受け競争性を向上させる趣旨から、②と③との対応関係を明らかにしないこととし、②は申込順に、③は評価点の得点順にそれぞれ記載する。

※ 応募が2者の場合は、同様の趣旨から、評価点に関する情報については①を公表し、③は公表しないこととする。この場合は最優秀提案事業者の選定理由（④）において、2者の比較がよりわかりやすいように示さなければならない。

(3) 公募要領への記載

上記の(2)の内容については、あらかじめ公募要領に記載の上、募集開始時に公表し周知するものとする。

9 不正行為等の対応

事業者の選定にあたり、事業者に不正行為等があったと認められる場合は、公募要領に定めるところにより失格（審査対象からの除外）とする。